

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 神戸支部 同好会 設置規則

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という）神戸支部（以下「支部」という）は、支部運営細則第24条に基づき、同好会設置規則（以下「規則」という）を定める。

（趣旨）

第1条 この規則は、支部会員による、健全な親睦活動の推進を目的とする同好会の設置に関する事項について、定めるものとする。

（目的）

第2条 同好会は、支部の会員及び準会員を以て構成し、会員相互の親睦と交流を図り、不動産業界と支部の発展に寄与することを目的に設置する。

（同好会設置条件）

第3条 同好会設置に関する条件は、次の通りとする。

- （1）同一の目的をもって活動する者が10名以上であること。
- （2）代表者（統括責任者）・副代表者・会計責任者を各1名以上定めること。
- （3）同一の目的をもって活動する同好会が設置されていないこと。
- （4）政治活動又は宗教活動などに利用されないこと。
- （5）法令遵守を常とし、公序良俗に反しないこと。
- （6）営利活動を目的としていないこと。
- （7）その他、所管する部会若しくは幹事会が特に定めた事項に該当しないこと。

（認定）

第4条 同好会の設置に関して支部の認定を受けようとする者は、前条の条件を満たすと共に、次に掲げる手続きを行わなければならない。

- （1）設置願および事業概要書の作成（様式第1号）
- （2）同一同好会にて活動する者の名簿の作成（様式第2号）
- （3）その他、所管する部会若しくは幹事会が定めた書類の作成
- （4）上記（1）～（3）を整え、支部へ提出する

2 受付をした支部は、同好会を所管する部会又は業務執行部会で審査後、幹事会へ諮り、承認の可否を速やかに活動責任者へ伝えなければならない。

3 同一同好会にて活動する者の名簿に変更が生じた場合は変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(運営)

第5条 活動内容の詳細に関しては、別途、活動細則を定めるものとする。

(認定の取消)

第6条 所管する部会若しくは幹事会において、第4条で認定を受けた同好会に関し、次に掲げる事項に該当すると判断した場合、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める条件の内、いずれか一つでもこれに反すると判断した場合。
- (2) 活動休止期間が概ね1年を上回った場合。
- (3) 同好会の維持継続が困難と判断した場合。
- (4) その他、支部の同好会として不適切と認められる場合。

(特別登録活動)

第7条 本規則において定義する同好会に該当しない特別な活動等に係る認可の申出があった場合、その適否について、同好会を所管する部会で審査のうえ、幹事会の承認を得ることにより、特別登録活動として、これを認めるものとする。

尚、この活動等については、他の同好会同様、本規則を準用し、その運営については、第5条に基づき、別途、定めた活動細則に準拠する。

(その他)

第8条 この規則に定めのない事項および改廃に関しては、所管する部会および総務部会で協議のうえ、幹事会の承認を要す。

付則

1. この規則は、令和6年10月21日開催の支部「第5回幹事会」において制定し、令和6年11月1日より施行する。